

社会福祉法人 千寿福祉会  
重 要 事 項 説 明 書

津山市障害者福祉センター 神南備園

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当施設では、利用者に対して生活介護を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付費または訓練等給付等の障害総合支援法における自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

— 目 次 —

1. サービスを提供する事業者
2. 利用事業所
3. 事業の実施地域
4. 営業日とサービス提供時間
5. サービスに係る設備等の概要
6. 従業員の配置状況
7. 当施設が提供するサービスと利用料金、負担軽減
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について
9. 事故発生時の対応
10. 苦情の受付について
11. 虐待防止の措置
12. 身元引受人

## 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 千寿福祉会（センジュフクシカイ）
所 在 地	岡山県 津山市 瓜生原326-1
電 話 番 号	0868-26-3118
代表者氏名	理事長 小林 和彦（コバヤシ カズヒコ）
設立年月日	昭和 55 年 2 月 13 日

## 2. 利用事業所

事業所の種類	生活介護事業所 （平成27年4月1日指定 岡山県第3310300789）
事業所の名称	津山市障害者福祉センター 神南備園
事業所の目的	障害者総合支援法に基づく介護給付の決定を受けた利用者に対し、適切な生活介護サービスを提供する
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等
事業所の所在地	岡山県津山市大谷600番地
TEL	(0868)24-9402
FAX	(0868)24-9407
管理者氏名	小林 孝行（コバヤシ タカユキ）
サービス管理責任者	小林 孝行（コバヤシ タカユキ）
施設の運営方針について	「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準」（県条例）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
開設年月日	平成27年 4月 1日
定員	生活介護事業：20名

## 3. 事業の実施地域

当該事業所から概ね片道20km以内の区域とする。 通常の実施地域以外の利用希望者に対し、サービスを実施する場合もある。
--

## 4. 営業日とサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日とする。ただし但し、事業所が必要と認める場合、営業日を変更し、サービス提供することもある。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分までとする。
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時30分までとする。

## 5. サービスに係る設備等の概要

### (1) 施設・設備の概要

※当事業所では、次の施設・設備をご利用いただけます。これらは、厚生労働省が定める基準により、「生活介護」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・整備です。利用については、特別にご負担頂く費用はありません。

施設設備の種類	室数	備考
訓練・作業室	1室	訓練・体操・創作活動等
多目的室	1室	カラオケ・創作活動等
談話コーナー	1室	IT教室・陶芸教室開催
浴室・更衣室	1室	更衣・入浴
洗面所	1カ所	
トイレ	4カ所	男女便器各2箇所 身障者用トイレ：2カ所（車椅子使用トイレ完備）
相談室	1室	談話の漏洩に配慮された構造
非常災害設備等	—	消火設備：消火器
	—	警報設備：自動火災報知器
	—	避難設備：誘導灯

防犯設備等	—	ALSOKによる警備保守契約
-------	---	----------------

## 6. 従業者の配置状況

### (1) 職員の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して「生活介護」を提供する者として下記の職種の従業者を配置しています。

#### 《主な従業者の配置状況》

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者（サービス管理責任者兼務）	1名	1名
2. 医師	非常勤1名	必要数
3. 看護師	1名以上	常勤換算1名以上
4. 生活支援員	2名以上	常勤換算1.7名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上	

### (2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1. 管理者（サービス管理責任者兼務）	8：00～17：00（8時間）
	8：30～17：30（8時間）
2. 看護師	8：00～17：00（8時間）
	8：30～17：30（8時間）
3. 機能訓練指導員	8：00～17：00（8時間）
	8：30～17：30（8時間）
4. 生活支援員	8：00～17：00（8時間）
	8：30～17：30（8時間）
	9：00～16：00（6時間）
	12：30～15：30（3時間）

## 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護給付費から給付されるサービス
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス〔(1)以外のサービス〕

### (1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、食費・その他費用(本人負担がふさわしい費用)を除き、9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等を市町村から代理受領する場合、利用者は、利用者負担分として、月額上限額内でサービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担)。なお、介護給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者支払い、後に、9割が市町村から返還されるものです。

#### 《サービスの概要》

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この個別支援計画は、利用者の自立生活を支援し、様々な目的や課題等を解決するのを目的として作成します。作成に当たってはサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で検討された後、利用者に同意を頂くものです。尚、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付致します。

#### ①創作的活動

ちぎり絵、手芸等の創作活動を支援します。

#### ②社会適応訓練

パソコンなどの社会適応訓練を実施します。

③余暇活動

カラオケ、風船バレー等のレクリエーションを実施します。

④必要な介助

排泄の介助のほか、事業所での活動をおこなうときに必要な介助を、利用者の希望及び心身等の状況に応じて行います。

⑤医療・福祉・生活等のご相談及び介護方法の指導

利用者の医療・福祉・生活等の相談に応じます。（利用者の希望の時間を踏まえ、設定します。）

⑥食事の提供及び介助（ただし、食事の提供に要する費用は別途いただきます。）

食事の提供及び食事の介助をいたします。（毎日・12時00分～13時00分まで）

⑦入浴

入浴の介助又は清拭などを行います。利用者の希望及び心身等の状況に応じて、機械浴槽を使用して入浴することができます。（毎日・9時30分～15時00分）

⑧送迎

利用者の希望により、自宅等と事業所間の送迎サービスを行い時間帯等は別途連絡します。

⑨生産的活動

利用者の障害特性をふまえた工夫をもって、生産的活動の機会を提供します。

生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。（別途、負担軽減措置があります。）

◎生活介護一日ご利用の場合

単位：円

1	利用者の障害程度区分と利用料金	区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
	①障害程度区分に応じた利用料 ※往復の送迎などの各種加算含む	7,130	7,700	8,420	11,460	14,790
2	内介護給付費が給付される金額	6,417	6,930	7,578	10,314	13,311
3	うちサービス利用にかかる自己負担額（定率負担）（1－2）	713	770	842	1,146	1,479
4	食事にかかる自己負担額	150				
5	ご負担額合計（3＋4）	863	920	992	1,296	1,629

☆ ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された負担上限額金額の範囲内の額、及び食費といたします。

＜サービス利用のキャンセルについて＞

☆ 利用者が、サービス利用をキャンセルする場合は、利用予定日の前日17時までにお申し出ください。以後のお申し出の場合、下記キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料（食費の実費相当額）	450円
------------------	------

＜各種加算について＞

- 初期加算 1日につき 30円  
指定生活介護の利用を開始した日から、起算して30日以内の期間に加算
- 利用者負担上限管理額加算 1月につき 150円  
指定障害福祉サービス基準の規定により利用者負担額等の管理を行った場合に加算
- 食事提供体制加算 1日につき 30円  
食事提供体制加算該当者に、事業所が食事の提供を行った場合に加算
- 欠席時対応加算 1日につき 94円（月に4回まで）

急病等により利用を中止した場合において、連絡調整や相談援助を行った場合に加算

- 送迎加算Ⅱ 片道につき 10円  
平均的に定員の50/100以上が利用していること。又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算
- 人員配置体制加算(Ⅲ) 1日につき 49円  
直接処遇職員を常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を2.5で除した数以上配置している場合に算定
- 福祉職員配置等加算(Ⅰ) 1日につき 15円  
常勤生活支援員等のうち、介護福祉士等の資格保有者が35%以上配置
- 常勤看護職員等配置加算Ⅰ 1日につき 28円
- 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ  
※(月額基本サービス費+加算・減算)×4.4%
- 福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ  
※(月額基本サービス費+加算・減算)×1.4%
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  
※(月額基本サービス費+加算・減算)×1.1%

#### 〈生活介護サービス等を利用されなかった場合の対応について〉

通所により当事業所を利用されている利用者が、何らかの事情によりサービスの利用を取り消された場合等の対応は以下のとおりです。

サービス利用されなかった場合には、利用者及び家族の同意のもと、ご自宅等への訪問や電話等による相談・支援を行う場合があります。

##### (1) 家庭等への訪問による相談・支援(月2回まで)

常時サービスを利用されている利用者が、心身の状況の変化等により5日以上連続して利用されなかった場合、利用者の同意の下、その方のご自宅を訪問して、引き続きサービスをご利用いただくための支援や個別支援計画の見直し等を行う場合があります。

##### (2) 電話等による相談・支援(月4回まで)

急遽サービス利用を取り消された場合等、ご自宅等にお電話し、安否確認を含め必要な相談・支援を行います。

#### 〈利用者負担の軽減について〉

[利用者負担に関する月額上限]

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月当たりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円
一般①	市町村民税課税世帯(20歳未満)	9,300円
一般②	市町村民税課税世帯	37,200円

○所得を判断する際の世帯の範囲は、次の通りです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18,19歳を除く)	障害者のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## (2) (1) 以外のサービス

下記のサービスについては、介護給付費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には下記に記載する所定の料金をお支払いいただきます。なお、所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明いたします。

### ①特別なサービスの提供とこれに伴う費用

- ・クラブ活動、レクリエーションの中でも個人的に使用する教材、物品など。
- ・個人的な用件で使用するコピー、ファックス、電話に係る費用。

(コピー1部：10円、FAX1回線：10円、電話：表示された料金)

### ②食事代 ・食事の材料および調理等にかかる費用です。 1食あたり 450円

### ③その他必要な費用

- ・生活介護事業所でお過ごしいただく上で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を、負担いただきます。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)に関する利用料金、費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法で期限内にお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

中国銀行 津山東支店 普通口座 口座番号:1701043

社会福祉法人 千寿福祉会 津山市障害者福祉センター神南備園

理事長 小林和彦

(シャカイフクシホウジン センジュフクシカイ ツヤマシショウガイシャ

フクシセンターカンナビエン リジチョウ コバヤシ カズヒコ)

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について (契約書第7条第6項参照)

○個人情報に関する取り扱いに関して、病院への入院時・受診時に必要な情報提供を行ったり、サービス担当者会議や事業所内での支援会議等で、利用者の個人的情報に触れることとなります。ただし、それ以外の目的での利用はいたしません。

○事業所は関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。)

○保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

○閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前8:30～午後5:15です。

## 9. 事故発生時の対応 (契約書第8条参照)

### (1) 事故発生時について

事故発生時は速やかに、家族に連絡し、県や市町村等に報告をして、「事故対応マニュアル」に沿って、必要な措置を講じます。

### (2) 事業者責任がある場合は、下記の保険により、損害賠償をいたします。

保険会社名 (株)兵庫福祉保険サービス

保険名 ひょうご福祉サービス総合補償制度

## 10. 苦情の受付について (契約書第15条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) [管理者・サービス管理責任者] 小林 孝行

○苦情解決責任者 [統括管理者] 鳥越 淑章

- ・苦情に関する受付は担当者により随時受け付けています。
- ・談話室ご意見箱を設置しています。
- ・ご契約者本人だけでなく、ご家族もこの制度をご利用いただけます。
- ・なお、苦情について守秘義務は遵守いたします。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県社会福祉協議会 (岡山県運営適正化委員会)	岡山県岡山市南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内 086-226-9400 (FAX兼用)
-----------------------------	---

※その他、各福祉事務所・市町村役場においても苦情の受付を行っております。

## 11. 虐待防止の措置

利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待防止責任者を選任し、虐待の事実があった場合は、速やかに家族に連絡するとともに、市町村に通報し、必要な措置を講じます。

<虐待防止責任者> 管理者 小林 孝行

## 12. 身元引受人

- ① 契約の締結にあたり、身元引受人を極力立てていただくこととなります。
- ② 身元引受人には、これまでもっとも身近にいた方になっていただくのが望ましいのですが、必ずしもこのことに限る主旨ではありません。
- ③ 身元引受人には、利用者の利用料等の経済的な債務について、利用者と連帯してその債務の履行義務を負うこととなります。そのため、利用者による利用料等の適正な支払いがなされていないと事業者が判断した場合、身元引受人に対し、次の極度額範囲内までの支払いを求めることがあります。

極度額	金 300,000円
-----	------------

令和 年 月 日

生活介護事業に関するサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業所名) 津山市障害者福祉センター 神南備園

(説明者職名) [管理者・サービス管理責任者] 氏名 小林 孝行 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、生活介護事業に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印